

函館市監査公表第9号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年8月18日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 睦 子

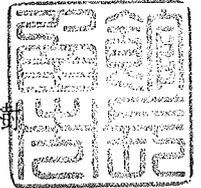


函 市 民

令和3年(2021年)7月27日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



令和2年度(2020年度)包括外部監査の結果に基づく措置の
通知について

令和3年(2021年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和２年度（２０２０年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名 補助金等に関する事務執行状況について）

２ 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
市民部市 民・男女 共同参画 課 土木部道 路管理課	<p>【街路灯電灯料補助金】</p> <p>街路灯については、前回（平成２０年度）の外部監査において市への移管を進めるべきとの意見があったが、その後１０年が経過した現在においても移管が進んでいない状況である。</p> <p>これに対して、「街路灯電灯料補助金」及び「街路灯設置費補助金」のチェックシートの目的欄においては、街路灯の民間設置を促進しているとの表記があるため、今後の街路灯の設置・維持・管理について、公共性・安全性をふまえて市への移管または民間設置の検討を進めるべきである。</p>	３８	<p>「函館市町会等管理の街路灯の移管に関する要綱」に基づき、町会等から申請があり、道路照明灯としての要件を満たす街路灯については、順次、市に移管しており、今後においても関係部局と連携し、町会連合会の研修会等を通じて移管制度の周知を図ってまいります。</p> <p>また、夜間の交通安全や犯罪の防止等に係る住民ニーズに柔軟に対応するため、町会等による民間での街路灯の設置については、引き続き、設置や電灯料に対する交付金を交付し、設置の促進も併せて図ってまいります。</p>
市民部市 民・男女 共同参画 課	<p>【函館市町会連合会補助金】</p> <p>地区活動費について</p> <p>計上されている地区活動費は、西部・中央・東央・北部・東部の５地区に対して支出されているものであり、その全部が補助対象経費に対応するものとして計上されているが、他の支出科目と異なり、具体的な支出内容が不明である。</p> <p>また、地区別の業務報告書には、補助対象外となる事業及び行事も含まれており、支出内容を確認できない状態では、透明性の観点から問題があるのではないか。</p>	４５	<p>地区活動費は、函館市町会連合会が設置する５つの地区協議会に交付している活動費であり、具体的な支出は各地区協議会が行っているものであります。</p> <p>今後においては、補助金の実績報告の際、各地区協議会の収支決算書を提出させ、補助対象経費を確認してまいります。</p>
市民部市 民・男女 共同参画 課	<p>【函館市町会連合会補助金】</p> <p>分担金収入について</p> <p>収入の部において、函館市社会福祉協議会からの分担金が計上されているが、当該協議会に対しては、市からの補助金が支出されており、迂回されての補助金収入とはならないか、分担金の計算根拠を明確にし、補助金の積算段階からの見直しが必要と考える。</p>	４５	<p>函館市社会福祉協議会では、会費収入の中から函館市町会連合会への分担金を支出しており、補助金の迂回収入になっていないことを確認しております。</p> <p>今後においては、補助金の交付申請の際、補助事業者である函館市町会連合会に、「函館市社会福祉協議会からの分担金は、当該協議会の会費収入で賄われており、補助金の迂回収入でないことを確認した」旨の書類の提出を求めることで、対応してまいります。</p>